

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

○小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

平成16年3月25日

規則第9号

改正 平成27年3月27日規則第17号

令和4年1月27日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年小松島市条例第17号。以下「条例」という。）及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和44年12月26日政令第317号）の規定により適用される徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年徳島県条例第27号。以下「県条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第2条第1項又は県条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別表の左欄に定める行為の区分にしたがって、同表の相当中欄及び相当右欄に掲げる許可申請書及び図面等を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により市長に提出する許可申請書及び図面等は、正副2通とする。

3 条例第2条第3項後段又は県条例第2条第3項後段の規定による協議及び条例第3条後段又は県条例第3条後段の規定による通知は、前2項の規定に準じて行うものとする。

(標識の設置)

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

第3条 条例第2条第1項又は県条例第2条第1項の規定による許可を受けた者は、標識（様式第8号）を当該許可を受けた行為に係る土地の区域内の見やすい場所に設置しなければならない。

（枢要森林の指定）

第4条 市長は、条例第4条第1項第5号ウ（イ）又は県条例第4条第1項第5号ハ（2）の規定による指定（以下本条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、利害関係人の意見を聴くものとする。

2 市長は、指定をしたときは、その旨を告示するとともに、利害関係人に通知するものとする。

3 指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

（身分を示す証明書）

第5条 条例第6条第2項又は県条例第6条第2項の規定による証明書は、立入検査員証（様式第9号）による。

附 則

この規則は、平成16年5月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第17号）

（施行期日）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に使用している諸用紙の様式は、当分の間、これを使用することができる。

別表（第2条関係）

行為の区分	許可申請書	図面等	
	の種類	図面等の種類	明示すべき事項

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転	風致地区内 工作物新築 等許可申請 書（様式第1号）	位置図	方位 行為地 道路目標となる地物
		配置図	縮尺（500分の1から50分の1までの範囲内） 方位 敷地境界線敷地内における工作物及び木竹の位置申請に係る工作物とその他の工作物の別 敷地に接する道路の位置及び幅員
		平面図	縮尺（200分の1から50分の1までの範囲内） 主要部分の材料の種別及び寸法
		求積図	縮尺（500分の1から300分の1までの範囲内）
		2面以上の立面図	縮尺（200分の1から50分の1までの範囲内） 主要部分の材料の種別、寸法及び開口部の位置
		植栽計画図	縮尺（500分の1から300分の1までの範囲内） 樹木の位置、種類及び本数並びに緑地率 敷地内の工作物の配置
		現況写真	行為地及びその周辺
宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の	風致地区内 土地形質変 更許可申請 書（様式第2	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
		平面図	縮尺（1000分の1から50分の1までの範囲内） 方位 行為

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

変更	号)		地の境界線 等高線 断面図の位置 行為地 附近の工作物及び木竹の位置
		求積図	縮尺（平面図と同一縮尺とすること。）
		縦断面図	縮尺（高低200分の1から1000分の1まで、距離1000分の1から300分の1までの範囲内） 現況及び計画を対比できるようにすること。
		横断面図	縮尺（200分の1から50分の1までの範囲内） 現況及び計画を対比できるようにすること。
		でき上り予定図	縮尺（平面図と同一縮尺とすること。） 方位 行為地の境界線 樹木の位置、種類及び本数並びに緑地率 工作物 宅地造成の場合にあつては、区画割、上下水道配管及び道路 開懇の場合にあつては、利用計画
		法面緑化計画図	縮尺（平面図又は横断面図と同一縮尺とすること。） 緑化の工法
		現況写真	行為地及びその周辺
木竹の伐採	風致地区内 木竹伐採許	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

	可申請書(様式第3号)	平面図	縮尺(1000分の1から50分の1までの範囲内) 方位 伐採の目的となる木竹の位置 樹種 等高線 行為地附近の工作物及び木竹の位置
		現況写真	行為地及びその周辺
土石の類の採取	風致地区内土石類採取許可申請書(様式第4号)	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
		平面図	縮尺(500分の1から50分の1までの範囲内)
		求積図	縮尺(平面図と同一縮尺とすること。)
		縦断面図	縮尺(高低200分の1から100分の1まで、距離1000分の1から300分の1までの範囲内)
		横断面図	縮尺(200分の1から50分の1までの範囲内)
		法面緑化計画図	縮尺(平面図又は横断面図と同一縮尺とすること。) 緑化の工法
		現況写真	行為地及びその周辺
水面の埋立て又は干拓	風致地区内水面埋立等許可申請書(様式第5号)	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
		平面図	縮尺(1000分の1から50分の1までの範囲内) 方位 行為

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

	号)		地の境界線 等高線 断面図の位置 行為地附近の工作物及び木竹の位置
		求積図	縮尺（1000分の1から300分の1までの範囲内）
		縦断面	縮尺（高低200分の1から100分の1まで、距離1000分の1から300分の1までの範囲内）
		横断面図	縮尺（200分の1から50分の1までの範囲内）
		植栽計画図	縮尺（平面図と同一縮尺とすること。） 樹木の位置、種類及び本数
		現況写真	行為地及びその周辺
建築物等の色彩の変更	風致地区内建築物等色彩変更許可申請書（様式第6号）	位置図	方位 行為地 道路 目標となる地物
		配置図	縮尺（500分の1から50分の1までの範囲内） 方位 敷地境界線 敷地内における工作物、木竹等の位置 申請に係る工作物とその他の工作物の別 敷地に接する道路の位置
		現況写真	行為地及びその周辺
屋外におけ	風致地区内	位置図	方位 行為地 道路 目標となる

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

る土石、廃棄物又は再生資源の堆積	廃棄物等堆積許可申請書（様式第7号）		地物
		平面図	縮尺（1000分の1から50分の1までの範囲内） 方位 行為地の境界線 等高線 断面図の位置 行為地附近の河川、湖沼、工作物及び木竹の位置
		求積図	縮尺（1000分の1から300分の1までの範囲内）
		縦断面図	縮尺（高低200分の1から100分の1まで、距離1000分の1から300分の1までの範囲内）
		横断面図	縮尺（200分の1から50分の1までの範囲内）
		現況写真	行為地及びその周辺

- 注 1 求積図には、公図の写しを添付すること。
- 2 他人の土地で行為をする場合にあつては、申請書に土地所有者の承諾書を添付すること。
- 3 現況写真は、行為地の規模に応じて名刺判以上とすること。
- 4 この表において「緑地率」とは、木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の条例第2条第1項第1号又は県条例第2条第1項第1号の建築物等の敷地の面積若しくは条例第2条第1項第2号又は県条例第2条第1項第2号の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合で、市長が別に定めるものをいう。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第1号(第2条関係)

風致地区内工作物新築等許可申請書

年 月 日

小松島市長 様

申請者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 該当する欄にレを入れてください。

- 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、

工作物の新築・改築・増築・移転の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地		地 目
工作物の種類		
施 行 方 法	敷 地 面 積	
	規 模	
	構 造	
	様 式	
	主 要 材 料	
予 定 期 日	外 部 の 色 彩	
	仕 様 の 概 要	
	着 手	
備 考	完 了	

※ 下記の風致地区において、適用される条例が異なります。

日峯大神子風致地区・・・徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例
旗山恩山寺風致地区及び金磯弁財天風致地区

・・・小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第2号(第2条関係)

風致地区内土地形質変更許可申請書

年 月 日

小松島市長 様

申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 該当する欄にレを入れてください。

- 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
宅地の造成・土地の開墾・その他の土地の形質の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地		地 目
土地の形質の変更の原因となる行為		
行為地の状況		
施 行 方 法	施 行 面 積	
	施行に伴う土地の形質の変更の状況	
	施 行 設 備	
	施行後の取扱い	
緑 地 率		
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

注 「行為地の状況」欄には、傾斜地(急傾の別)、平地等の別及び林地、伐採跡地の草生地等の別を記載すること。

※ 下記の風致地区において、適用される条例が異なります。

日峯大神子風致地区・・・徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例
旗山恩山寺風致地区及び金磯弁財天風致地区
・・・小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第3号(第2条関係)

風致地区内木竹伐採許可申請書

年 月 日

小松島市長 様

申請者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 該当する欄にレを入れてください。

- 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、

木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目的		
行為地		地目
林況	林種	
	樹種	
	林齢	
	森林全面積	
	総蓄積	
施行方法	伐採種別	
	伐採面積	
	伐採樹種	
	樹齢	
	胸高直径	
	伐採材積	
	伐採材積歩合	
	伐採設備	
伐採跡地の取扱い		
予定期日	着手	
	完了	
備考		

注 「伐採面積」欄には、単木択採、塊状択採又は間伐の別を記載すること。

※ 下記の風致地区において、適用される条例が異なります。

日峯大神子風致地区・・・徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例

旗山恩山寺風致地区及び金磯弁財天風致地区

・・・小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第4号(第2条関係)

風致地区内土石類採取許可申請書

年 月 日

小松島市長 様

申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 該当する欄にレを入れてください。

- 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
土石の類の採取の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的			
行 為 地		地 目	
土石の類の 種類			
施 行 方 法	行為地の面積		
	採取物の数量		
	採取方法の種別		
	採 取 設 備		
	土地の形質変更 の状況		
	採取後の取扱い		
施 行 期 日	着 手		
	完 了		
備 考			

注 「採取方法の種別」欄には、露天掘り、坑道掘り(横坑、たて坑、斜坑)等の別を記載すること。

※ 下記の風致地区において、適用される条例が異なります。

日峯大神子風致地区・・・徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例
旗山恩山寺風致地区及び金磯弁財天風致地区
・・・小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第5号(第2条関係)

風致地区内水面埋立等許可申請書

年 月 日

小松島市長 様

申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 該当する欄にレを入れてください。

- 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、

水面の埋立て・水面の干拓の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地		地 目
水面の埋立て 又は干拓の原因 となる行為		
行為地の状況		
施 行 方 法	施 行 面 積	
	施行に伴う土地 の形質の変更の 状況	
	施 行 設 備	
	施行後の取扱い	
施 行 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

※ 下記の風致地区において、適用される条例が異なります。

日峯大神子風致地区・・・徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例
旗山恩山寺風致地区及び金磯弁財天風致地区
・・・小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第6号(第2条関係)

風致地区内建築物等色彩変更許可申請書

年 月 日

小松島市長 様

申請者 住所

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 該当する欄にレを入れてください。

- 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
建築物等の色彩の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地		地 目
色彩を変更する 工作物		
施 行 方 法	色彩を変更する 箇所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
	仕 様 の 概 要	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

※ 下記の風致地区において、適用される条例が異なります。

日峯大神子風致地区・・・徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例

旗山恩山寺風致地区及び金磯弁財天風致地区

・・・小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第7号(第2条関係)

風致地区内廃棄物等堆積許可申請書

年 月 日

小松島市長 様

申請者 住所
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
氏名
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 該当する欄にレを入れてください。

- 徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
 小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、
屋外における廃棄物等の堆積の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的			
行 為 地		地 目	
行為地及びその附近の状況			
堆 積 物 の 種 類	土石	廃棄物	再生資源
堆積物の具体的内容			
堆 積 の 方 法			
容器の使用の有無	有()	無	
その他の措置			
堆 積 の 面 積	平方メートル		
堆 積 の 高 さ	メートル		
遮へい物の有無	有()	無(設置予定 有() 無)	
堆積物の処理計画の概要			
行為地の木竹及び転石の有無並びにそれらの処理方法			
跡地の処理方法			
堆 積 予 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで	
備 考			

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

- 注 1 「行為地及びその附近の状況」欄には、行為地の傾斜の有無及び行為地とその附近の土地の高低等の関係を記載すること。
- 2 「堆積の方法」欄には容器等の色彩についても記載し、「遮へい物の有無」欄には、遮へい物の色彩についても記載すること。
- 3 「行為地の木竹及び転石の有無並びにそれらの処理方法」欄には、木竹の種類、樹高及び本数並びに転石の大きさ及び個数についても記載すること。

※ 下記の風致地区において、適用される条例が異なります。

日峯大神子風致地区・・・徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例
旗山恩山寺風致地区及び金磯弁財天風致地区
・・・小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第8号(第3条関係)

標識

風致地区内行為許可票	
許可年月日及び許可番号	
行為者の住所及び氏名	
許可を受けた行為の内容	
行為施行期間	
工事現場管理者	

- 注 1 許可票は、縦30センチメートル以上横50センチメートル以上の大きさとする。
- 2 「行為者の住所及び氏名」欄には、法人にあつては、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名を記載すること。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第9号(第5条関係)

(表)

立 入 検 査 員 証	
第 号	年 月 日 生
所 属 職 氏 名	
上記の者は、小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例第6条又は徳島県風致地区内における建築等の規制に関する条例第6条に規定する立入検査の権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日	小松島市長 印

8.5cm

5.4cm

(裏)

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例抜粋

(立入検査)

第6条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

小松島市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第2条関係)

様式第5号 (第2条関係)

様式第6号 (第2条関係)

様式第7号 (第2条関係)

様式第8号 (第3条関係)

様式第9号 (第5条関係)